

議案第 1 号

関市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について

関市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 5 年 2 月 2 1 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

地方自治法の一部改正等に伴い、この条例を定めようとする。

## 関市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

関市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年関市条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 関市議会政務活動費の交付に関する条例

第1条中「第100条第14項及び第15項」を「第100条第14項から第16項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第2条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「会派（」の次に「所属議員が1人の場合を含む。」を加える。

第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第5条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第6条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第7条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「証拠書類」を「領収書又はこれに準ずる書類」に改め、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第8条を次のように改める。

（政務活動費の返還）

第8条 政務活動費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、その年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政

務活動費を市に返還しなければならない。

第9条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第11条とし、第8条の次に次の2条を加える。

(収支報告書の保存)

第9条 議長は、第7条の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(透明性の確保)

第10条 議長は、第7条の規定により提出された収支報告書について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

経 費	内 容
研究研修費	研究会、研修会等を開催し、又は研究会、研修会等に参加するために要する経費
調査旅費	先進地視察又は現地調査に要する経費
資料作成費	資料の作成に要する経費
資料購入費	図書、資料等の購入に要する経費
広報費	議会活動及び市の政策について市民に報告し、啓発するために要する経費
広聴費	市民からの市政及び会派の政策等に対する要望及び意見を聴くための会議等に要する経費
事務費	物品の購入等に要する経費

附 則

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の関市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に

この条例による改正前の関市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。